

静岡市と株式会社デイトナ・インターナショナルとの
包括的な連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社デイトナ・インターナショナル（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携することにより、双方が有する能力、資産等を活用し、若者を対象とした地域資源の発信や商店街の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1）農業振興に関すること。
- （2）観光振興及び市政情報の発信に関すること。
- （3）中心市街地の活性化に関すること。
- （4）その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項（秘密情報と明示された情報をいう）について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であることを問わず、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）に定めのある場合を除き、第三者（法律上守秘義務を負う弁護士等を除くものとする）に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年6月7日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名又は記名・捺印の上、各自その1通を保有する。

令和6年6月7日

（甲）静岡市長

（乙）株式会社デイトナ・インターナショナル
代表取締役社長

難波 喬司

佐々木 聡